

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(周南市職員定数条例の一部改正)

第1条 周南市職員定数条例（平成15年周南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時に雇用した者」を「臨時及び非常勤の者」に改め、「常時勤務する」を削る。

(周南市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 周南市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成15年周南市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、休養」を「休養」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任用期間の範囲内」とする。

(周南市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 周南市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成15年周南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第号）第16条から第18条までに規定する報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年周南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成15年周南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(周南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 周南市職員の育児休業等に関する条例（平成15年周南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「している職員」の次に「（当該職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の場合にあっては、周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第号。以下「会計年度任用職員給与及び費用弁償条例」という。）第11条又は同条例第20条に規定する期末手当の支給を受けることができる会計年度任用職員に限る。）」を加える。

第7条第2項中「している職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第20条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第22条中「周南市一般職の職員の給与に関する条例第14条」の次に「（当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与及び費用弁償条

例第12条第1項又は第24条)」を、「周南市一般職の職員の給与に関する条例第18条」の次に「(当該職員が会計年度任用職員の場合にあっては、会計年度任用職員給与及び費用弁償条例第12条第2項又は第25条)」を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第7条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(平成15年周南市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年周南市規則第 号)の規定による休日及びその代休日において特に勤務を命ぜられていない場合及び年次有給休暇の期間

(周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第8条 周南市報酬及び費用弁償支給条例(平成15年周南市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第3条第5項を削る。

第5条第2項中「。以下「旅費条例」という。」を削る。

別表第1中

「

いじめ調査検証委員会委員	日額	17,600円
--------------	----	---------

」

を

「

いじめ調査検証委員会委員	日額	17,600円
災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額	17,600円

」

に、

「

嘱託医	職員健康管理嘱託医	月額	市長が定める額
	福祉事務所嘱託医	月額	124,000円以内
	大津島診療所嘱託医	月額	403,000円

	向道診療所嘱託医	月額	242,000円
	須金診療所嘱託医	月額	242,000円
	中須診療所嘱託医	月額	242,000円
	熊北診療所嘱託医	月額	242,000円以内
	保育所嘱託医、保育所 歯科医	年額	市長が定める額
管理人	市営住宅等管理人	月額	別に条例で定める額
	泉原共同墓地管理人	年額	24,500円
	岩黒共同墓地管理人	年額	24,500円
	北山共同墓地管理人	年額	24,500円
市有林看守人		年額	市長が定める額
漁港監視人		年額	32,000円
市民センター所長	非常勤の者	月額	65,500円以内
保育園長	非常勤の者	月額	159,000円以内
スポーツ推進委員	非常勤の者	年額	70,800円
保育所徴収金取扱 員	非常勤の者	月額	37,000円以内
学校医	非常勤の者	年額	任命権者が市長の承 認を得て定める額
学校歯科医	非常勤の者		
学校薬剤師	非常勤の者		
外国語指導助手	非常勤の者	月額	任命権者が市長の承 認を得て定める額
市費負担教員	非常勤の者	月額	任命権者が市長の承 認を得て定める額
社会教育指導員	非常勤の者	月額	任命権者が市長の承 認を得て定める額
隣保館指導員	非常勤の者	月額	164,500円以内
幼稚園長	非常勤の者	月額	任命権者が市長の承 認を得て定める額
家庭児童相談員	非常勤の者	月額	164,500円以内
青少年指導員	非常勤の者	年額	13,500円
介護認定調査員	非常勤の者	1件 につ き	3,500円
男女共同参画推進 員	非常勤の者	年額	30,000円
その他の職員	非常勤の者	月額	225,000円以内

」

を

「

嘱託医	職員健康管理嘱託医	月額	市長が定める額
	福祉事務所嘱託医	月額	124,000円以内
	保育所嘱託医、保育所 歯科医	年額	市長が定める額
スポーツ推進委員	非常勤の者	年額	70,800円
学校医	非常勤の者	年額	任命権者が市長の承認を得て定める額
学校歯科医	非常勤の者		
学校薬剤師	非常勤の者		
学校運営協議会委員	非常勤の者	年額	3,000円

」

に改める。

(周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」を「法」に改め、「属する職員（）」の次に「法第22条の2第1項に規定する職員を除く。」を加える。

(周南市旅費条例の一部改正)

第10条 周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第3条に規定する地方公務員である職員（）」を「第3条第2項に規定する一般職の地方公務員である職員（同法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。）」に改める。

第15条第1項中「別表第1」を「、別表第1」に改め、同項ただし書を削る。

第20条第1項中「の定額」を削る。

第21条中「地方自治法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改める。

第23条第2号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第7号」に改める。

(周南市職員退職手当支給条例の一部改正)

第11条 周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、任期の都度支給する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第9条第3項中「第8条」を「前条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、この限りでない。

第14条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 周南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年周南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、周南市報酬及び費用弁償支給条例の別表災害弔慰金等支給審査委員会委員の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の周南市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(周南市住宅管理人報酬支給条例の廃止)

3 周南市住宅管理人報酬支給条例（平成15年周南市条例第219号）は、廃止する。